きされる方は、4月・6月・8月分を

た方

このため、年金から保険料が天引

仮徴収として平成22年2月分と同額

○国民健康保険の世帯主の方

が、

平

成21年8月2日から10月1日まで

国保加入者全員が

することができません。

しないため、年間の保険料額を決定

送ります。

○平成21年8月2日から10月1日

ま

でに後期高齢者医療保険に加入し

非課税の別や、

所得金額が確定

税

0)

「仮徴収額決定通知書」を

保険料の算定の基になる市民税の課

が新たに始まる次の方には、

保険料

また、平成22年4月から特別徴収

降で1年間分の調整をします。 を暫定で年金から天引き、

10

月分

以

新しい年度になってしばらくは、

□保険料

(税)

の特別徴収の方法

除きます)

方は4月から平成22年度分の徴収が始まります。

後期高齢者医療保険料または国民健康保険税が特別徴収

(年金天引き)

の

特別徴収の方は4月から仮徴収が始まり

(平成22年1月29日までに、

納付方法を普通徴収に変更の手続きをした方を

特別徴収の方法

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の

納付月 4月 6月 8月 10月 12月 2月

市民生活課

保険年金係

○平成22年2月に特別徴収(年金天引き) た方はその金額と同額を徴収します。

初めて特別徴収される方は、平成20年中の 所得金額等を基に仮の保険料を算定して、

ただし、特別徴収の中止は手

○平成21年中の所得金額等を基に、今年度の 保険料を本算定して、すでに納付された仮

徴収額との差額を徴収します。

尋ねください。 続きの日によって変わりますのでお □特別徴収から口座振替への変更 普通徴収(納付書·口座振替) 変更の申請手続きはいつでもでき 65歳となった国保世帯 に65歳になり、

問い合わせ は 6月からの納付となります。

市議会 定例会

ます

平成22年度

後期高齢者医療保険料·国

民健康

保険税

平成22年度当初予算など可決

2の議案について審議・可決されました。 多久市議会3月定例会が3月4日から24日までの21日間の会期で開 主なものは次のとおりです。 か

市長及び副市長の諸給与条例及び を改正する条例 多久市教育長の諸給与条例の

額して改定されました。 万1千円になります。 改定後の月額給料は、 市 長、 副市長65万2千円、 副市長、 教育長の 市 教育長57 長81万3 給 料が 減

例等の 多久市職員の退職手当に関する条 一部を改正する条例

判明した場合に、 処分に相当する行為を行った事実が るようになります。 かったり、 職員の退職後、 返納請求することができ 在職中に懲戒免職 退職金を支払わな

平成22年度 一般会計予算

前年度当初予算と比較して5億9千 歳入歳出総額は97億1千万円で、 6.5%の増となりました。

の

方

平成21年度一 般会計予算(第6号)

域情報通信基盤整備のための事業者 たため、 ます。7千325万3千円を増額し 付金」事業として市庁舎外壁等改修、 など、「地域活性化・公共投資臨時交 細かな臨時交付金」事業として、 総額99億9千688万9千円となり 瓦川内橋架け替え工事などを実施し への補助金、 国が設立した一 補正後の予算額は歳入歳出 総合運動場給水管改修 地域活性化 ・きめ 地

多久市自家用有償バス条例の を改正する条例 部

種類を増やしました。 くらし部 経営統括室 4月からご利用いただけます。 ふれあいバスのフリー |75 | 2 1 1 3 でお尋ねくださ 定期乗車 券

○小児 (小学生以下) ○大人 (中学生以上) 6か月=5千円・3か月=3千円 6か月=1万円・3 か月 ||6千円

11